

療養費申請に必要なもの

【治療用補装具】

- ① マイナ保険証または資格確認書
- ② 世帯主の印かん（朱肉を用いるもの）
- ③ 領収書または領収証明書（どちらも原本）
 - ※患者氏名の記載のあるもの
 - ※購入した商品名、個数が不明な場合は、
お買い上げ明細書またはご注文明細書兼請求書 等も提出
- ③ 保険医の指示書または診断書等（どちらも原本）
 - ※医師の直筆の署名または押印が必要
 - ※小児弱視等の治療用眼鏡及びコンタクトレンズについては、
検査結果も必要。（指示書に記載がある場合は不要）
 - ※治療用装具の採寸・採型日に国保の資格があること。
 - ※靴型装具は写真が必要
(実際に装着する実物であることが確認できるもの)
- ⑤ 口座番号がわかるもの（世帯主また受診者名義）
- ⑥ マル福受給者（医療福祉費助成制度）の方は、受給者証
 - ※マル福の申請も必要です。

※療養費請求権の時効は、被保険者が医療機関等に支払った日の
翌日から2年です。

※「茨城県国民健康保険団体連合会」にて審査があるため、申請
から支給決定までに約3カ月程度かかります。

〈問合せ〉

常総市役所 健康保険課 給付係

電話：0297-23-2111 内線 1212